



JEF DRESSAGE RULEBOOK

日本馬術連盟競技会規程 第37版 馬場馬術競技規程 抜粋

第423条 採点

全ての運動項目、総合観察点は審判員によって0点～10点の範囲で採点される。

【点数のスケール】

- 10. 優秀
- 9. 極めて良好
- 8. 良好
- 7. おおむね良好
- 6. 基本的な要求を満たしている演技
- 5. やや不十分
- 4. 不十分
- 3. やや不良
- 2. 不良
- 1. 極めて不良
- 0. 不実施



第424条 ペナルティ-経路違反-失権

1. 経路違反(回転の間違い、運動項目を抜かすなど)および課目の実施の誤り(速歩でなく軽速歩をとるなど)によってベルが鳴った場合、選手はC点審判員の指示にしたがって指定された個所から演技をやり直す。

2. ベルが慣らされたか否かにかかわらず「経路違反」「課目実施の誤り」は下記ペナルティの対象となる。

【1回目】各審判員の合計得点より0.5%減点

【2回目】 // 1%減点

【3回目】失権

3. その他のペナルティ-技術的過失

以下の場合すべて技術的過失としてそれぞれの過失につき各審判員で0.5%減点される。

*アリーナ及び周囲スペースに鞭をもって、あるいは馬の肢にバンテージを装着したまま、もしくは規定外の服装で入場すること

*ベルの合図前にアリーナへ入場すること

*ベルが鳴ってから45秒以内に入場しなかったものの90秒以内には入場した場合

*繰り返し声や舌鼓を使用すること

*敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合

4. 失権の理由

*馬に著しい破行が見られる場合

*20秒を超えて演技を中断させる反抗。

(人馬に危険をとまなう反抗については20秒より早い時点で失権となる)

*人馬転倒あるいは選手が落馬した場合

*演技中に馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合

*アリーナおよび外周エリアに入ってから外部からの音声・合図などの援助

*演技中に馬体のいずれかの部分に鮮血が認められた場合

*演技終了後の点検時に馬の口周辺あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合

*人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合

*演技が馬のウェルフェアに反し、虐待となる騎乗を呈している場合

*ベルの合図から90秒以内に入場しない場合

*アリーナおよび外周エリア内にてヘルメットを装着していない場合

*トレーニング・ウォームアップ・競技において、あらゆる装具(調教道具)を装着して騎乗すること

第431条 服装 / 第434条 馬装

【ジャケット】単色であれば何色でも許可される

【ヘルメット】ベースの色が黒または暗色

【乗馬ズボン】白またはオフホワイト

【ストック・タイ】白またはオフホワイト

【手袋】白、オフホワイトまたはジャケットと同色

【長靴】黒または暗色の皮革製品

【鞍下ゼッケン】白またはオフホワイト 【その他馬装具】FEI TACK APPを参照

文字色を変えている部分についてはARF桜まつりでは採用していません。正式なルールの知識として参考までに記載しています。経路違反3回目以降については失権にはせず、1%減点とします。

